

電波法施行規則等の一部を改正する省令（令和7年総務省令第94号）の概要

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号。以下「改正法」という。）の施行※に伴い、次のとおり規定を整備する。
※一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

1. 特定高周波数無線局開設制度 関係

- 価額競争の実施帯域における既存無線局の再免許等を可能とするために、公示する期間内に申請することを要しない無線局の追加（電波法施行規則第6条の4）
- 競願が生じる通信の最大距離に係る規定の整備（電波法施行規則第6条の4の2）
- 特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間に係る規定の整備（電波法施行規則第9条の3）
- 特定高周波数無線局の開設の認定の公示に係る規定の整備（電波法施行規則第11条の2の12）
- 認定の自主返上を認めない特別の事情に係る規定の整備（電波法施行規則第11条の2の13）
- 落札金収入の用途の省令委任に係る規定の整備（電波法施行規則第51条の14の2）
- 価額競争の参加申請書の新設（無線局免許手続規則第25条の8の3）
- その他規定の整備（改正法による条ズレや用語整備に伴うハネ改正、規定ぶりの統一）

2. 特定周波数変更対策業務 関係（改正後の電波法第71条の2及び第71条の3）

- 改正法による特定周波数変更対策業務の対象となる工事内容の拡充に伴う、給付金の支給基準の改正（特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則）
- その他規定の整備（改正法による条ズレに伴うハネ改正、「〇〇放送用」の細かい規定ぶりを「放送用」に一本化）

3. 義務船舶局 関係

- 船舶への開設を要する無線局の範囲の拡大（船舶地球局の追加）に伴う用語の整備（電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線局運用規則、無線設備規則）
- その他規定の整備（省令中の用語整備や条ズレ、船舶地球局の経過措置の整備）

4. 電波伝搬障害防止区域 関係

- 改正法により電波伝搬障害防止区域として水上の区域も指定可能となったことに伴う、具体的な区域の指定等の新規規定（電波法による伝搬障害の防止に関する規則）
- その他規定の整備（省令中の用語整備）

5. その他

- 申請取り下げ時等の手数料非還付の明確化（電波法施行規則第52条の2）